

○論説：訴因の特定と起訴状における被害者氏名の秘匿

齋藤 実*

1. はじめに

刑事訴訟法（以下「法」という。）256条3項は訴因の特定について規定し、できる限り「日時、場所及び方法」を明示することを要求する。日時、場所及び方法は、あくまでも例示であるものの、起訴状には被害者氏名が記載され、訴因を特定する一要素とされてきた。

他方で、起訴状は、遅滞なくその謄本が被告人に送達される（法271条1項、刑事訴訟法規則176条1項）。そのため、起訴状に記載された内容は、被告人に秘匿することはできない。たしかに、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（「被害者特定事項」、法290条の2第1項）については、被告人に知られないようにすることができる（法299条の3本文）。しかし、その範囲は、あくまでも、「被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のもの」（同但書）に限られる。そのため、起訴状に記載された事項については、被告人が知ることになる。起訴状の記載により、被告人は被害者氏名を知ることができるのである。

ただ、そもそも被害者氏名が被告人に知られているとは限らない。特に性犯罪では、強姦で被害者と加害者が面識ない場合は49.1%、強制わいせつでは73.2%あり、加害者と被害者の面識がない場合が相当数ある¹。とすると、起訴状に被害者の氏名を記載することにより、被害者の氏名が被告人に知ることになり、被告人から被害者への再被害の危険が増すことが予想される。た

* 獨協大学法学部特任教授・弁護士

1 法務省総合研究所編『平成27年度犯罪白書－性犯罪者の実態と再犯防止－』（2015年、日経印刷株式会社）220頁。なお、罪名については、原文のまま記載した。

とえ、現に再被害に遭わなくても、そもそも再被害に遭うのではないか、という恐怖が極めて大きなものであることは容易に想像がつく。そのため、被害者氏名を秘匿することが、これらを防ぐための方策として考えられる。

もともと、起訴状に記載する被害者氏名を秘匿することは、訴因の特定を害するのではないかという問題を帯びる。訴因の特定についてリーディングケースである白山丸事件²では、訴因は、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すため、知れる限り特定する必要があり、犯罪の種類や性質等などにより、訴因を詳らかにすることができない特殊事情がある場合に限り幅のある記載を許容している。

もともと白山丸事件は密出国に関する事案であり、検察官が収集した証拠では、事実を明らかでできなかった場合である。性犯罪などで被害者氏名の秘匿が問題となる場合には、通常、収集した証拠で事実を明らかにできるものの、それでもなお、被害者の氏名を秘匿にできるかという問題であり、問題となる場面が異なることには注意を要する。

この点に関して、未だ最高裁の判断はないものの、福岡高裁宮崎支部平成28年6月30日判決では、「白色半袖ポロシャツに紺色ショートパンツを着用し、眼鏡をかけ、紺色サンダルを履いた女性（当時18歳）」と記載した起訴状について、本件起訴状の公訴事実は、できる限り罪となるべき事実を特定したものとはいえず、刑法256条3項に反しているとの判断を示し、被害者氏名を秘匿とすることに消極的な結論を出している。

起訴状の被害者氏名の秘匿という問題は、訴因の特定と被害者保護政策とが絡み合う問題である。本稿では、これらを整理しながら、起訴状における被害者氏名の匿名について論じていきたい。

2. 訴因の特定について

(1) はじめに

まず、訴因の特定に関する議論を簡単に整理しておきたい。特に、訴因の

2 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1633頁。

機能に関する議論は訴因の特定の範囲を画することとなり、被害者氏名の匿名とも関連する。また、前述した白山丸事件の判断は、被害者氏名の秘匿の限界を画する上でも重要な意味を有すると考えられることから、これらについてまとめたい。

(2) 法256条3項について

公訴は検察官がこれを行う（法247条）とされ、訴因の設定も検察官の専権とされている。もっとも、法256条3項は訴因の特定を要請し、「公訴事實は、訴因を明示しなければならない」とし、「できる限り日時、場所及び方法」の特定を要求する。訴因が明示されていない場合には、公訴棄却の決定または判決を受ける（339条1項2号、338条4号）³。

訴因とは、特定の犯罪構成要件に該当する具体的な事実⁴であると説明されている（事実記載説）。このような考え方が、実務では支配的な考えである⁵。さらに訴因は、公訴提起の効果である時効停止の範囲、公訴取消の際の再起訴禁止の範囲、あるいは判決の一事不再理の効力の及ぶ範囲等を、を画するという意義も併せて有している。

(3) 訴因の特定の機能について

訴因の目的は、前述の白山丸事件で、裁判所に対し審判の対象を限定すること（識別機能）、被告人に対し防御の範囲を示すこと（防御機能）にあるとされている。もっとも、両者の機能は必ずしもパラレルの関係ではなく、

3 最判昭和33年1月23日刑集12巻1号34頁では、裁判所は検察官に釈明を求め、それでもなお明示されない場合に、公訴棄却にするべきとする。もっとも、強姦致傷の被害者を別人に変更することにつき、「元来の事実主張は別個の事実主張をなすことにはかならず、不完全な表示の補正たる起訴状の訂正としては許容されない」（和歌山地裁決定昭和48年10月1日刑月5巻10号1414頁）とする裁判例は注意を要する。

4 裁判所職員総合研修所監修『刑事訴訟法講義案（四訂補訂版）』（司法協会、2015年）120頁。

5 家令和典「訴因の特定と訴因変更の要否」『実例刑事訴訟法Ⅱ』（青林書院、2012年）18頁。なお、「訴因」の制度は、現行刑事訴訟法になり採用されたものであり、旧刑事訴訟法では「公訴ヲ提起スルニハ被告人ヲ指定シ犯罪事實及罪名ヲ示スヘシ」（291条）と規定されていた。

裁判実務は、識別機能を重視した運用がされていると説明される⁶。

識別機能を重視する見解は、審判の対象が明示されれば、それにより被告人の防御の範囲も明示され、起訴状の記載の段階では、その範囲で被告人の防御の範囲が明示されれば足りるとする。これに対して、防御機能もあわせて重視する見解は、被告人の防御の範囲はこれで足りず、さらに事実の明示が必要と考える^{7,8}。

被告人の防御は、必ずしも起訴状の記載のみではなく、審理開始後の手続きにおいて担保される。また、被告人の防御の範囲の明示を要求するとその範囲は必ずしも明確ではないことから、識別機能を重視する考えに立ちたい⁹。

（４）「日時、場所及び方法」の記載と被害者の氏名の記載

256条3項は、「日時、場所及び方法」の記載を要求するが、被害者の氏名の記載については条文上の規定はない。もっとも、「日時、場所及び方法」の記載について、「①まず、罪となるべき事実、すなわち犯罪構成要件に該当する事実（行為と結果）をもれなく書く。つぎに、②犯行の態様についても、いつ（日時）、どこで（場所）、何を、または誰に対し（客体）、どのような方法で（方法）、行ったかを記述する」とされ、「法は、このうち日時・場所・方法を例示的に示した」と説明される¹⁰。

被害者の氏名の記載は条文上要求されていないが、「誰に対し（客体）」の記載に該当するとされる。そのため、起訴状には、被害者の氏名が慣例として記載されてきた。

6 中山孝夫「訴因の特定」三井誠ほか編『新刑事手続論』（悠々社、2002）183頁など。

7 加藤克佳「訴因の特定」法学教室364号71頁。寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第2版〕』（成文堂、2008年）276頁では、「防御範囲の明確化」は、「審判対象の限定」によって生じる反射的效果であると説明する。

8 この議論は、共謀共同正犯の場合に、共謀のみに関与したものについての共謀の日時、場所、内容等は訴因の明示に必要な事項か、すなわち、「共謀の上」とするだけで足りないのか、という形で議論された（前掲家令19頁）。

9 稗田雅洋「訴因の特定」『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）116頁は、「審理開始時点においては、審理の対象が特定され告知されていれば、必要な防御の方針を決定し、罪状認否の内容を検討するなどの防御活動は十分可能である」とする。

10 田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣、1996年）178頁。

(5) 「できる限り」について（白山丸事件について）

起訴の段階では、あまりに詳細な事実の特定を要求することは、必ずしも現実的ではない。そのため、条文上も、「できる限り」と記載することで、幅のある記載も許容している。「できる限り」の意義は、as far as knownの趣旨であるとされる^{11, 12, 13}。そのため、訴因の特定には幅があり、訴因をどの程度特定すべきかについては、画一的な基準を設けることは困難であり、判例や裁判例もそれぞれの事案の下で特定に関する事例判断が多いように思われる、などと説明される¹⁴。ここでのリーディングケースが、白山丸事件である。

本件は出入国管理令違反に関するものであり、起訴状では公訴事実について、被告人は「昭和27年4月頃より同33年6月下旬までの間」に、有効な旅券に出国の証印を受けないで、「本邦より本邦外の地域たる中国に」出国したとするとともに方法については記載しなかった。犯罪の日時場所及び方法について、幅のある記載をしたことが、「訴因を明示」したと言えるかが争点となった。

最高裁は、「刑訴256条3項において、公訴事実を訴因を明示してこれを記載しなければならない、訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならないと規定する所以のものは、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことを目的とするものと解されるところ、犯罪の日時、場所及び方法は、これら事項が、犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊

11 川添万夫『最高裁判所判例解説（刑事編）刑昭和37年』（法曹会、1973年）236頁

12 松尾浩也『刑事訴訟法上』（弘文堂、1999年）175頁では、あまりに詳細な記載を要求することは、自白の強要や、捜査の長期化、さらには裁判官に予断を抱かせる危険性などがあると指摘されている

13 田宮教授は、確認されていなければ書かなくてもよいという免責の趣旨ではなく、裁判所に対する審判対象の明示＝被告人に対する防御目標の設定というねらいにてらし、「できる限り厳格に」の精神で運用すべきであろうとする（前掲11）田宮178頁。

14 河上和雄等編『大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第5巻〔第247条～第281条の6〕』（青林書院、2013年）196頁。

事情がある場合には、前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をして、その一事のみを以て、罪となるべき事実を特定しない違法があるということとはできない。」

「本件密出国のように、本邦をひそかに出国してわが国と未だ国交を回復せず、外交関係を維持していない国に赴いた場合は、その出国の具体的顛末についてこれを確認することが極めて困難であつて」として、特殊事情があることを認定した。その上で、「たとえその出国の日時、場所及び方法を詳しく具体的に表示しなくても、起訴状及び右第1審第1回公判の冒頭陳述によって本件公訴が裁判所に対し審判を求めようとする対象は、おのずから明らかであり、被告人の防禦の範囲もおのずから限定されているというべきであるから、被告人の防禦に実質的の障碍を与えるおそれはない。」として、256条3項に反しないと結論付けた。

（6）白山丸事件と被害者氏名の秘匿

白山丸事件では、検察官が収集した証拠によって明らかにし得る事実に限界があるため、犯罪事実を概括的にしか表示できない場合に、どの程度の概括的表示があれば許容されるのかという場面という問題であった。特殊事情について「本件密出国のように、本邦をひそかに出国してわが国と未だ国交を回復せず、外交関係を維持していない国に赴いた場合は、その出国の具体的顛末についてこれを確認することが極めて困難」としている。この後に続く、例えば、吉田町覚せい剤使用事件（最決昭和56年4月25日、最高裁判所刑事判例集35巻3号116頁）も、覚せい剤使用に関して収集した証拠によって明らかにし得る事実に限界があり、犯罪事実を概括的にしか表示できない場合であった。

もっとも、被害者氏名の秘匿は、やや場面を異にする。ここでは、性犯罪を中心とする、例えば、強制性交等、強制わいせつ、迷惑防止条例違反さらには児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反などの性犯罪、ストーカー規制法違反及びそれに伴う暴行・脅迫・傷害等、暴力団等の組織による事件、などが問題となる。これらの場面では、

通常、検察官は、収集した証拠に基づいて被害者の氏名を詳細に表示することは証拠上（物理的には）可能であることが多い。にもかかわらず、被害者の再被害等の防ぐ観点から、被害者氏名を秘匿できないか、というのが、ここでの問題である^{15, 16}。

そのため、白山丸事件とは概括的表示をする背景事情は異にする。もっとも白山丸事件では、「犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合」と述べている。先述の性犯罪等の犯罪の種類においては、再被害の恐れが大きく、それゆえ、詳らかにすることができない特殊事情がある、と説明することは可能である。そのため、被害者氏名の秘匿が問題となる場合においても、白山丸事件の判例の射程が及んでいると解することができる。問題となるのは、いかなる場合に、「特殊事情」がある、ということができかねるかである。また、「法の目的を害さないかぎり」についてもあわせて問題となる。

3. 被害者氏名の秘匿

(1) はじめに

本章では、被害者の再被害を防ぐという被害者保護政策の観点から、被害者氏名の秘匿をすることは、訴因の特定の観点から許されるか、について検討する。許されると解した場合に、具体的にどのような記載をするのか、そして、訴因の特定の程度はどの程度までする必要があるのか、について近年の裁判例も参考にしながら、考えていきたい。

(2) 被害者氏名の秘匿の可否

従来、「殺人、暴行、強窃盗のように・・・結果の発生が構成要件要素となっている場合には、その客体、結果を具体的に記載しなければならない」¹⁷とされつつも、必ずしも常に特定がされた訳ではなく、捜査を尽くしても身元が

15 平成17年最高裁判所判例解説刑事編〔上田哲〕457頁。

16 初澤由紀子「起訴状の公訴事実における被害者の氏名隠匿と訴因の特定について」慶應法学第31号（2015年）240、241頁。

17 前掲14）大コメ178頁。

分からない場合には、氏名不詳のものとして、起訴状に記載されることはあった。

窃盗、横領における「他人」については、具体的に特定しなくても、それが被告人以外の他人のものであることさえわかる程度に示せばよいとされる¹⁸。例えば、窃盗の被害者について「氏名不詳者所有の」という訴因の特定でも足りるとされた（東京高判昭和29年10月7日東時5巻10号402頁）。また、暴力行為等処罰に関する法律違反（共同暴行）について、「必ずしも氏名による特定を要しないとしても何らかの方法で被害者を特定することが要求されるわけであるが、被害者とされている者の全員が被害を受けたことが明白な事案においては、訴因において被害者を特定することの実質的必要性は、もっぱらそれ以外の者との区別することに主眼があると思われるので、被害者らの集団の範囲が確定されている限り、その集団の内部における個々の被害者の特定に不十分な点があったとしても、起訴状における訴因の明示としては、一応その目的を達している」としている（大阪高判昭和50年8月27日高集28巻3号310頁）。

もっとも、これらは、捜査を尽くしても被害者の身元が分からない場合を想定しているものである。本稿で問題となるのは、被害者の身元が分かっているが、それでも被害者氏名を秘匿にする場合である。被害者は、被告人からの再被害を恐れ、被告人に自らの氏名が明らかにされることを望まない者も少なくない。このような場合には、被害者の氏名を明らかにしないことが、訴因の特定の観点から許されるのか、ということが、ここでの問題点である。

消極的な見解は、行為の客体となる人物の氏名氏名が判明していない場合に、これが記載されていないとしても直ちにこれが訴因の特定を欠くことになるとは思われないが、氏名が判明している場合にこれをあえてしないことが許されるとは考え難い。特に、性犯罪において、その被害者は、その保護すべき法益の帰属主体であって被害者ごとに別個の犯罪が成立する上、複数の者に対する行為が併存する場合も考えられるから、その被害者を氏名によって特定せず、例えば「被害者（当時〇歳）」と記載するのみでは、誰に対す

18 監修松尾浩也、編集代表松本時夫・土本武司『条解 刑事訴訟法〔第3版増補版〕』（2007年、弘文堂）468～470頁。

る行為について公訴が提起されたのか明らかとはならず、他の犯罪行為との識別は不能であり、被告人としても公訴事実について認否をするが不可能又は困難となるなどと、説明される¹⁹。先に紹介した福岡高裁の裁判例も消極的な見解を採用していたことから、少なくとも実務では、有効な考えと思われる。

しかし、被告人に目を転じると、条文上、「被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項」（256条2項1号）の記載が要求されている。もっとも、被告人でさえ、黙秘権を行使して氏名を黙秘する場合もあり、このような場合には被告人の氏名は起訴状には記載されない。これに対して、被害者は、そもそも、条文上、起訴状への被害者氏名の記載は要求されていない。あくまでも、「日時、場所及び方法」の解釈上、被害者の氏名の記載が慣例として行われてきたにすぎない。とすれば、被害者の氏名の記載を欠くことをもって、直ちに、訴因の特定を欠くとは言うことには抵抗を感じる。

たしかに、被害者の氏名を記載することは、他の訴因と識別するためには有用である。しかし、被害者の氏名と年齢を記載さえすれば、果たしてその被害者を唯一無二の者として特定できたかと言われれば、疑問も大きい²⁰。同姓同名の人などいくらでも存在し、年齢も同一というフィルターをかけても、唯一無二とは言うことはできない。あくまでも、被害者の氏名の記載は、被害者を特定するための簡便な方法の一手段に過ぎず、他の方法によっても、少なくとも氏名と住所を記載する場合と同程度には、被害者を特定することは可能である。行為の客体である「人」については、「具体的な特定人を記載するべきであるが、必ずしも氏名を表示する必要はない」²¹のである。

さらに、法299条の3の「被害者特定事項」について、法290条の2第1項で「氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項」とする。

19 江見健一「証人等の保護」『実例刑事訴訟法Ⅱ』（青林書院、2012年）257、258頁。

20 前掲16）初澤 242頁。酒巻教授は、「氏名によっては、同姓同名年齢の人物が相当数現存するであろうことを想起すれば、従前の氏名、年齢の記載が、他の表示方法に比して格段に優れているとはいえないことが了解されるであろう」とされる（酒巻匡「被害者氏名の秘匿と罪となるべき事実の特定」『町野朔先生古稀記念刑事法、医事法の新たな展開下巻』信山社、2014年、45頁）。

21 松本時夫ほか編『条解刑事訴訟法（4版増補版）』（弘文堂、2016年）515頁。

これらについては、「被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる」とされている。たしかに、「被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る」との但書がある。しかし、被害者の氏名について何ら除外されておらず、氏名であっても「起訴状に記載された事項以外」であれば、被害者特定事項に含まれることになる。法自体が、被害者の氏名であっても、起訴状に記載されない可能性があることを、認めているのである²²。

さらに、被害者氏名の特定の具体的な方法については、同一の機会に複数人の被害者がいる場合（例えば、被告人が混雑する電車内で複数人に対して迷惑防止条例違反に該当する迷惑行為を行った場合）には、氏名によって特定することの方がより簡便ではあるものの、被害者それぞれの特徴を、例えば、「被害女性（当時20歳、身長約160センチメートル、上半身に赤色Tシャツを着用）」、「被害者女性（当時17歳、身長約150センチメートル、上半身に白色ブラウスを着用）」などと記載することで、被害者の特定は可能である²³。

以上のように考えると、被害者保護の観点から、被害者氏名の秘匿することは可能であると考ええる。

（2）被害者氏名の秘匿の方法について

被害者氏名の秘匿が可能であるとして、その場合の特定方法としては、以下のような形式が実務上行われている。

①被害者の氏名をカタカナ表記にし、被害者の生年月日や年齢とともに記載する、②被害者が犯行後婚姻するなどして姓が変わった場合において、被告人がこれを知らない場合、犯行当時の被害者の旧姓を記載する、③被害者

22 前掲16) 初澤 252～254頁。

23 吉沢徹「起訴状における被害者氏名の不記載の可否」臨床法務研究第21号（2018年）9、10頁。さらに「それでもなお識別が不可能という事案が存在するのであれば、そのような事案に限り、氏名を記載すれば足りることである」とされる。更に、酒巻教授は、「被告人は、〔具体的な日時〕ころ〔具体的な場所〕において、被害女性（当時20歳）に対し、〔具体的な犯行態様〕を行い、もって暴行を用いてれいせつな行為をしたものである。」との記載があれば、冒頭手続の関係者の対応を想定すれば、支障がないとする（前掲20）酒巻453頁。

のいずれかの親の氏名及び続柄、被害者の年齢を記載する、④被害者が自宅で被害に遭った後、転居した場合、犯行場所を記載した上、「当時〇〇〇〇（犯行場所）」に単身居住していた女性（当時〇歳）などと記載する、⑤被告人が被害者の勤務先や学校名を把握していて、被害者の通称名や姓又は名だけを知っている場合、「〇〇〇〇（勤務先や学校名）に勤務する（通学する）『△△△△』（通称名、性又は名）と称する女性（当時〇歳）」などと記載する、⑥被告人が被害者の携帯電話のメールアドレスなど電子機器の唯一無二の識別番号を把握していた場合、「携帯電話のメールアドレスが〇〇@△△△△だった女性（当時〇歳）」などと記載する²⁴、⑦被害者の氏名を伏せる代わりに被害者の母親の氏名と続柄を表記するなどが行われている²⁵。

（3）裁判例について

実務において様々な工夫から生まれた記載方法であるが、では、いかなる程度の記載であれば、できる限り訴因を特定したとえるのであろうか。その判断基準が問題となる。

福岡高裁宮崎支部平成28年6月30日判決では、以下のように述べている。

「職権で調査すると、検察官は、本件強制わいせつ致傷被告事件について公訴を提起するに当たり、起訴状に、公訴事実として、『被告人は、平成27年7月7日午後9時45分頃、鹿児島市 a 町 b 番 c 号先路上を通行中の白色半袖ポロシャツに紺色ショートパンツを着用し、眼鏡をかけ、紺色サンダルを履いた女性（当時18歳）を認め、同人に強いてわいせつな行為をしようと考え』と記載した上で、同人に対し強いてわいせつな行為をして、その際、同人に傷害を負わせた旨の記載をするにとどまり、被害者の実名を記載していないことが認められる。

ところで、刑法256条3項によれば、公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならず、かつ、訴因を明示するには、できる限り、日時、場所及び方法をもって罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない

24 前掲16) 初澤244、245頁。

25 三井誠・酒巻匡『入門 刑事手続法〔第6版〕』（有斐閣、2014年）113頁。

とされている。原審記録によれば、本件勾留状には、被疑事実の要旨として被害者の実名が記載されており、実名を記載することについて支障があったことはうかがわれず、その後も、被害者は犯行現場の近隣の町に住んでおり、被告人が被害者の名前を覚えた場合には被害者宅を突き止めるおそれがあること、被害者の母が二次被害について心配していること等検察官の釈明を踏まえてもなお、実名を記載することについて具体的な支障が生じたことはうかがわれない。しかるに、本件起訴状には、公訴事実として、被害者の実名に代えて、その服装等の可変的な情報しか記載されていないのだから、検察官は、殊更特定性に乏しい方法をあえて選択したものといわざるを得ない。そうすると、本件起訴状の公訴事実、「できる限り」罪となるべき事実を特定したものとはいえず、刑法256条3項に反していることが明らかである。このような場合、裁判所としては、まずは検察官に対し、実名の記載に改めるなど適宜の方法により公訴事実を補正するよう求めるべきであり、検察官が補正に応じた場合には実体審理に入り、補正に応じなければ刑法338条4号により検察官の公訴を棄却すべきである。それにもかかわらず、原審裁判所は、検察官に対し、上記補正の機会を与えることなく、訴因不特定のまま、漫然と実体判決をしたのであるから、原審の審理には訴訟手続の法令違反があり、かつ、その違反が判決に影響を及ぼすことは明らかである。」

このように、本裁判例は①「実名を記載することについて具体的な支障が生じたことはうかがわれ」ず、②「服装等の可変的な情報しか記載されていない」ことを主な理由として、訴因を特定していないとした。

さらに、水戸地方裁判所土浦支部平成26年2月18日決定は以下のように述べている。この決定は、勾留請求の際の被疑事実について、被害者を実名以外の方法で表示した勾留請求に対して、被害者の実名を記載した勾留状が発布された事案で、検察官が準抗告を申し立てた準抗告審である²⁶。同決定では、被疑者が通行中の女子中学生に対してわいせつ行為に及んだ強制わいせつ事件被疑者において、検察官が被疑者を秘匿とした被疑事実を記載した勾留状

26 公刊物未掲載 前掲16) 初澤 250頁以下。

の発布を請求したのに対し、被疑事実を被害者の実名を記載した原裁判について、「勾留状に記載する被疑事実については、他事件と識別し、被疑者の防御権を保護する必要があることから、個人的法益に係る罪についての被害者の氏名は、これが判明している限り、実名を記載するのが原則であり、これを秘匿として記載するのが許容されるのは、被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う現実的危険性が認められるなどの特段の事情がある場合に限られると解するのが相当である。そして、上記特段の事情がある場合であっても、勾留担当裁判官の裁量により、被害者の実名を記載した勾留状を発布することは当然に許容されるというべきであり、したがって、被疑事実被害者の実名を記載した勾留状を発布したことによって勾留の裁判が違法となる余地は一切ないというべきである。」と判断して、検察官による準抗告の申立てを棄却した。

この決定では、被害者の氏名は判明している限り、実名を記載するのが原則としつつ、「被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う現実的危険性が認められるなどの特段の事情がある場合」に例外的に被害者氏名の匿名を認める。「現実的危険性」を被害者氏名の匿名とするための重要な要件としている点に特徴がある。

この点、「被害者等が名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」(299条の3)に比して明らかに狭い要件であるが、そのように狭く解さなければならない合理的な根拠はない、との批判がされている²⁷。

このような裁判は、先の福岡高裁の裁判例にもあてはまる。すなわち、同裁判例は、「具体的な支障」を重要な要件としているが、この要件も299条の3に比べ狭い要件となっている。

福岡高裁判決の「具体的な支障」あるいは水戸地方裁判所決定の「現実的危険性」の要件は、いずれも被害者氏名の匿名に高いハードルを設けている。

27 前掲16) 初澤253頁

そのため、これらの要件として、事実上、被害者氏名の匿名を許さないことにもなりかねない。被害者保護の政策的観点から、より広く被害者氏名の秘匿が許容されるべきである。

（4）被害者氏名の秘匿の程度について

では、被害者氏名の特定の判断はどのようにするべきであろうか。この点、幾つかの学説が説明を試みている。

まず、被害者が氏名の記載を望んでいないことを前提としつつ、被害者氏名不記載に被告人が異議を述べない場合、または、犯罪の性質（性犯罪、ストーカー事案、暴力団組員等反社会的勢力関係者が関与している事案等）、被告人と被害者の人的関係、被告人の従前の言動や前科等の諸事情を考慮し、被告人に対して被害者の氏名を秘匿しなければ被告人又はその関係者から被害者に加害がなされることが懸念される場合に被害者氏名の秘匿が許容されるとする考えである（以下「第1説」という。）²⁸。

次に、被害者の氏名や住所等を記載しないという場合には、被害者の身体に危害が加えられ、あるいは名誉が著しく害されるおそれがあるなどの具体的必要性があり、かつ、氏名・住所等に代わる他の記載手段により、構成要件該当性の判断ができることはもちろんのこと、他の犯罪事実との区別（識別）が可能であることが要件になる、とする考えもある（以下「第2説」という。）²⁹。

さらに、前述の299条の3を念頭にして、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときのいずれかに該当する場合で、裁判所に対して審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことが出来る方法で被害者の特定がなされている場合、とする考えである（以下「第3説」という。）³⁰

28 前掲23) 吉沢12頁

29 栗田知穂「刑事手続と犯罪被害者の個人情報について」慶應法学第31号（2015年）145頁。

30 前掲16) 初澤 254頁。

白山丸事件の判例では、①「犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合」、②「前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示」が可能であるとする。

まず、①の「詳らかにできない特殊事情」に該当するか否かについて、「犯罪の種類、性質等の如何」が判断基準となる。そのため、強制性交等、強制わいせつ、迷惑防止条例違反さらには児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反などの性犯罪、ストーカー規制法違反及びそれに伴う暴行・脅迫・傷害等、暴力団等の組織による事件などは、再被害の危険性が想定されることから、犯罪の種類、性質等によって特殊事情が存在するということが可能である（第1説参照）。

問題は、再被害の危険性をどのような基準で判断するかである。裁判例に見るような、「実名を記載することについて具体的な支障が生じたこと」（前掲福岡高裁宮崎支部判決）、「被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う現実的危険性」（前掲水戸地裁決定）では、あまりにも範囲を限定し、また、いかなる根拠でこのような要件が出てきたのか不明であり、被害者特定事項について規定する299条の3と整合しない。とすれば、第3説が主張するように、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときにいずれかに該当する場合」と考えるべきであろう。もっとも、この「おそれ」は抽象的な危険でも足りるとするべきであろう³¹。

31 酒巻教授は、被害者に対する政策的配慮から、実質的正当化理由があれば、実名以外の表示方法も可能とし、その実質的正当化理由につき、犯罪の性質、被告人と被害者の人的関係、被告人の従前の言動や前科等から、判断すべきとし、更に、名誉・心情への侵害・加害も考慮すべきとして、具体的基準を示されている（前掲20）酒巻453・454頁。なお、前掲（4）大ユンメでは、「被害者等の名誉へおそれがあると認めるとき」につき、「例えば、いわゆる小生犯罪の事件の場合のように、その事件の被害者がどこのだれがあるかが明らかにされることにより、被害者等の名誉、すなわち人が円滑な社会生活、社会活動を行うための前提であるその人に対する積極的評価が著しく害されたり、あるいは、被害者等が平穏な社会生活を営むことが著しく困難となるような場合」とする（270頁）。

また、②「前記法の目的を害さないかぎり」については、2（3）で述べてように、識別機能を重視し、訴因は他の訴因との識別が可能であれば足り、被告人の防御の要請は、他の訴因との識別ができる範囲で満たされていると考えるべきである。とすると、「前記法の目的を害さないかぎり」とは、他の訴因との識別が可能であれば足りると解するべきである（第2説参照）。なお、その意味では、福岡高裁宮崎支部判決が指摘するような、被疑者の特徴について「可変的な情報」か否かにこだわる必要はない。他の訴因との識別が出来るのであれば、たとえ可変的であっても足りると考える。

4. おわりに—今後の課題について

起訴状に被害者の氏名が秘匿された場合、幾つかの不利益を被害者が受ける可能性がある。事実上、被害者参加制度（法316条の33以下）により参加すること、刑事事件記録の閲覧・謄写の申出（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条）を行うこと、同事件記録の写しを用いて行う民事訴訟における損害賠償請求訴訟の提起、損害賠償命令の申立て（同法23条以下）を行うことなど困難となる³²。もちろん、被害者自ら、これらの利益を享受することを望まず、被害者氏名を秘匿されることのみを望むのであれば不利益はない。もっとも果たして、このように考える被害者が多くいるのかは未知数である。

現実には、起訴状に被害者の氏名を秘匿することは望むが、他方で、上記の利益も享受したいと考える被害者も少なくないように思われる。この場合には、起訴状の被害者氏名の秘匿は、必ずしも功を奏さない。とすると、起訴状に被害者の氏名を記載しつつ、被害者保護を実現できる法制度を考えるべきであろう。その1つとして、起訴状には被害者の氏名を記載しつつ、被告人には被害者氏名を匿名にした抄本を交付することが考えられる。

この問題は、従来訴因の特定の議論に配慮しつつも、被害者支援の観点を十分に考慮することが不可欠であろう。

32 前掲23) 吉沢11頁。